

# 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の 一部を改正する法律 要綱

## 第1 政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則の追加

(第2条第4項関係)

政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（第2において「基本原則」という。）に、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする旨を追加すること。

## 第2 国及び地方公共団体の責務に係る規定の改正 (第3条関係)

国及び地方公共団体の責務に係る規定について、国及び地方公共団体は、基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう「努めるものとする」旨を、当該施策を策定し、及びこれを実施する「責務を有する」旨に改めること。

## 第3 政党その他の政治団体の自主的な取組の促進 (第4条関係)

政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、次に掲げる事項を規定すること。

- ① 当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善
- ② 公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成
- ③ 当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決

## 第4 法制上の措置等 (新第5条関係)

国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第5 国及び地方公共団体の施策の強化

### 1 実態の調査及び情報の収集等に係る規定の改正 (新第6条関係)

国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等の対象として、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社会的障壁の状況を規定すること。

## 2 啓発活動に係る規定の改正 (新第7条関係)

国及び地方公共団体の政治分野における男女共同参画の推進についての啓発活動の実施について、努力義務を義務に引き上げること。

## 3 環境整備に係る規定の改正 (新第8条関係)

国及び地方公共団体が行う政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備の例示として、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備を規定し、かつ、当該環境の整備の実施について、努力義務を義務に引き上げること。

## 4 性的な言動等に起因する問題への対応 (新第9条関係)

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 5 人材の育成等に係る規定の改正 (新第10条関係)

国及び地方公共団体が行う人材の育成及び活用に資する施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進を規定し、かつ、当該施策の実施の努力義務を義務に引き上げること。

## 6 その他の施策 (新第11条関係)

国及び地方公共団体は、1の改正後の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

## 第6 施行期日 (附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。